

# 回 覧

高政推第262号  
平成30年6月18日

町民の皆様へ

高森町長 草村 大成  
(公印省略)

## 空き家バンク制度について（依頼）

平素より、本町まちづくり行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本町では町内の空き家の有効活用を通して、町内への移住及び定住を促進し地域の活性化を図るため、空き家バンク制度を実施しておりますが、現在、町内の空き家情報が不足している状況にあります。

つきましては、別添の「空き家バンク制度のご案内」をご一読頂き、空き家バンク制度の推進にご協力下さいますようお願い申し上げます。

また、各種様式につきましては、町ホームページでダウンロードできるほか、高森町役場政策推進課で準備しております。

## 空き家情報の提供をお願いします

些細な情報でも結構ですのでお気軽にお問い合わせください。

担当：政策推進課 まちづくり係  
岩下・工藤  
電話：0967-62-1111（内線 152・156）

# 空き家バンク制度のご案内

物件登録、利用登録、契約交渉、仲介業者登録について



## 貸したい、売りたい（物件登録）

- ◆町内に空き家、空き地（宅地）をお持ちの方で、貸すまたは売ってもよいという方は、ぜひご連絡ください。町の空き家バンクに登録し、物件としてホームページに掲載します。登録期間は2年で、2年経過後は登録を抹消しますが、再度継続して登録することが可能です。登録料は不要です。
- ◆登録の際は、契約交渉を自分で行う「直接型」または、空き家バンクに登録してある宅地建物取引業者へ交渉を依頼する「間接型」のどちらかを選択していただきます。  
物件の利用を希望される方から申出がありましたら連絡しますので、交渉を開始されてください。⇒ 詳しくは「契約交渉について」をご覧ください。
- ◆知らない人に家を売る・貸すというのは簡単なようで難しい面もありますが、ぜひご協力いただきますようお願いいたします。

記入していただく書類は「空き家情報登録申込書」（様式第1号）  
「空き家情報登録カード」（様式第2号）



## 借りたい、買いたい（利用登録）

- ◆現在、町外に居住されている方、または町内の民間の借家・アパート及び町営住宅等にお住まいの方で、利用希望がありましたらお気軽にご連絡下さい。
- ◆登録できる方は、空き家等に居住し、一定期間滞在される方です。
- ◆掲載される空き家等の情報につきましては、所有者等の申込みに基づいて作成します。あらかじめご了承ください。

記入していただく書類は「空き家情報利用申込書」（様式第4号）



## その他

- ◆掲載される情報につきましては必要に応じて更新してまいります。必ずしも現況を反映していない状況もあります。
- ◆希望物件が契約済みまたは、交渉中の物件は紹介できません。



## 契約交渉について

- ◆町では、情報の紹介や必要な連絡・調整は行いますが、所有者等と利用希望者の間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉・契約に関しての仲介等はありません。  
契約交渉は当事者間で行っていただく「直接型」か、本制度に登録される登録事業者に仲介依頼する「間接型」があります。
- ◆交渉・契約後のトラブル等については、責任を持って両方で解決して下さい。
- ◆登録時業者（宅建業者）の仲介により契約が成立した場合、仲介に係る報酬については、宅建建物取引業法46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。



## 物件仲介事業者の登録

- ◆空き家バンク制度では、町内に事務所を有し、宅地建物取引業法第2条第1項第3号に規定する宅地建物取引業者であり、協会に加盟するもの（以下「協力事業者」という。）が、物件所有者の依頼に基づき空き家利用希望者との取引を仲介する、「事業者登録制度」を実施します。本制度に登録された事業者の方のみ、物件の仲介を行うことができます。
- ◆登録を希望される事業者の方は、下記の全てに該当していることを要件とし、事業者登録申請書により申込みをしてください。
  - ①宅地建物取引業の免許を有していること
  - ②町内に事務所を有していること
  - ③国税及び地方税に未納がないこと
  - ④暴力団員が実質的に経営を支配していないこと

記入していただく書類は「空き家バンク協力事業者登録申込書」（様式第6号）

問い合わせ先：〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地  
高森町役場 政策推進課 まちづくり係 岩下・工藤  
TEL 0967-62-1111・FAX 0967-62-1174